

## 朗読録音ボランティア「なみの会」会則

### (名称)

第1条 この会は、朗読録音ボランティア「なみの会」(以下「本会」という)と称し、横浜市旭区社会福祉協議会に登録する。

### (活動拠点)

第2条 本会の活動拠点は横浜市旭区社会福祉協議会「ぱれっと旭」に置く。

### (目的)

第3条 本会は音声訳による情報提供活動を行うことにより、視覚障害者等の福祉に資することを目的とする。

2 1項の視覚障害者等とは、著作権法(昭和45年法律第48号)の『視覚による表現の認識に障害のある者』をいう。

### (活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、音声訳ボランティアのグループとして次の各号に該当する活動を実施する。

- ① 音声訳活動
- ② 音声訳メディア製作発行配布活動
- ③ 音声訳聴取者募集活動
- ④ 音声訳技能相互研鑽活動
- ⑤ 目的を同じくする関連団体の目的を達成するための活動
- ⑥ 対面朗読活動
- ⑦ その他本会の目的を達成するために必要な活動

### (会員の資格)

第5条 この会の会員は、本会の目的に賛同し、本会でのボランティア活動を希望し、入会登録を行った者とする。

### (入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出し、役員会の承認を得るものとする。

### (会費)

第7条 会員は、定例総会までに定める年会費を納入しなければならない。

2 年会費は2000円とする。但し、状況によってはこの限りではない。

### (退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- ① 本人が死亡したとき
- ② 会費を2年以上納入しないとき
- ③ 会員登録が抹消されたとき

### (役員)

第9条 本会は次の各号に掲げる役員を置く。

- ①会長 1名
- ②副会長 若干名
- ③書記 1名
- ④会計 1名
- ⑤会計監査 1名

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、本会を統括する。会長は、役員会の議長を務める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。

3 書記は、総会、定例会の議事録、会員の名簿など会に必要な記録を作成する。

4 会計は、本会の会計事務全般を担当する。

5 会計監査は、本会の会計事務を監査する。

(役員の選任)

第11条 会長・副会長の選任は、会員全員を候補者とし、無記名投票による選挙とする。

2 会長・副会長の選挙は、別に定める選挙規則に従い、1月の定例会で行い、総会で承認する。

3 書記及び会計は、会長・副会長が合議で指名する。

4 書記及び会計は、会長又は副会長が兼務することを妨げない。

5 会計監査は、全会員の中から、総会で選出する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、定期総会から次の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。

2 補充により就任した役員の任期は前任の残任期間とする。

(役員の解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会の議決により、これを解任することができる。

① 心身の支障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき

② その他、解任に相当する事項が認められるとき

(会議等)

第14条 本会は、次の各号に該当する会議等を行う。会議は、会長が招集する。

① 総会 ② 役員会 ③ 定例会 ④ 勉強会

(総会)

第15条 本会の総会は、毎年1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

① 会則、活動の改廃

② 活動報告並びに収支決算

③ 活動計画並びに収支予算

④ 本会の解散

⑤ 役員の選任及び解任

⑥ 関連団体への加盟又は脱退

⑦ その他本会の運営に関し重要な事項

3 総会は、委任状を含め、3分の2以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

会員は、議決権を議長に文書をもって委任することができる。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

5 毎年1回開催の総会は、4月に開催しなければならない。これを定期総会という。

(役員会)

第16条 本会の役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

- 2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。
- 3 役員会は、会長が必要に応じて招集する。
- 4 会長は、時間的理由により役員会が開催できない時は、定例会に役員会の機能を委ねることができる。

(定例会)

第17条 本会の定例会は、毎月1回開催するものとする。

- 2 ただし、必要がある時は臨時に開催することができる。
- 3 定例会は、次の各号に該当する事項を行う。
  - ① 定例作業 音声訳メディア製作発行配布作業
  - ② 定例会議 役員会の議決事項の周知。第17条4項により委ねられた『役員会』としての議決。
- 4 会員は、定例会を欠席する時は事前に役員に連絡すること。

(勉強会)

第18条 本会の勉強会は、年10回開催するものとする。

- 2 必要に応じて、外部からの講師を招請することができる。
- 3 勉強会は、音声訳の技能・技術の相互研鑽活動として行う。
- 4 会員は、音声訳の技能・技術の習得の為に、勉強会の開催を要求することができる。  
役員会は開催に向けて合理的配慮をしなければならない。
- 5 前項の音声訳の技能・技術とは、発声・音声訳表現技術・調査技術・録音技術・校正技術・編集技術などを云う。必要に応じて、本会の運営に必要な技法などを含む。
- 6 勉強会は、事前に周知することで、定例会に代えることができる。

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。
- 4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員登録の抹消)

第20条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、役員会の議決を経て登録を抹消することができる。

- ① 会員との連絡がとれなくなった時
- ② 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合はこの限りではない
- ③ 会員として相応しくないと認められる事実が発生した場合

(会則の変更)

第21条 この会則の改定は会員がこれを発議し、総会を招集し、総会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 付則

- 1 2003年（平成15年）なみの会会則制定、施行
- 2 2008年（平成20年）4月3日改定
- 3 2018年（平成30年）4月5日改定
- 4 2021年（令和3年）6月14日改定
- 5 2022年（令和4年）4月7日改定

## 関連団体一覧

横浜市音声訳ボランティアグループ連絡会（音訳連）

神奈川 DAISY 研究会（H10）

横浜市旭区視覚障害者福祉協会（視障協）

神奈川県ライトセンター

横浜市視覚障害者福祉協会（浜視協）